

第7 老後等に対する備え

——年金制度の状況——

第7 老後等に対する備え

1 わが国の年金制度

(1) 現状

どこの国でも、国民生活は夫婦と子供を中心とする家庭を単位として営まれる。その家庭の経済は一家の中心である働き手の収入によつて支えられる。ところが、一家の経済をになう働き手も、時には病気になつたり、失業したりして収入を失うことがある。また老年になつて退職し、あるいは心身に障害を残して働くことができなくなつたり、病気や事故で死亡したりして、家庭の収入が永久に途絶えてしまうことがある。前者の一時的な所得の中断に対して国民生活を保障する制度が疾病保険や失業保険であるのに対して、年金制度は後者の永久的な所得の喪失に対する制度である。

年金制度の目的は、個々の国民がみずから十分言な備えをしておくことが容易でない老令、障害、死亡の事故に対して社会的連帯による共通の基金を設けておき、失われた所得を補うことによつて安定した生活を維持することである。したがつて、すべての就業者とその家族、全国民が年金制度による保障を受けていなければ、社会保障制度としての年金制度としては十分とはいえない。このような国民皆年金と言われる状態が、わが国で実現したのは、昭和36年4月これまで年金制度の対象とされなかつた農漁民、自営業者等のための制度として国民年金が実施されてからのことである。

わが国の年金制度として最初のもは、明治8年の海軍退隠令、翌9年の陸軍恩給令であつた。一般官吏に対する恩給制度も間もなく実施されたが、これらの制度は公務に永年従事した者に対して国が恩恵として年金を支給するという性格のものであつて、一般の被用者、事業主、国の3者が、共同連帯により生活の安定を図ることを目的とする社会保険としての年金制度がわが国で誕生したのは、明治初年の恩給制度から半世紀を隔てた昭和10年代のことである。

昭和14年に、船員を対象とする総合的な社会保険制度として船員保険が創設され、年金制度もその一部門として組み込まれた。15年には、一般の会社、工場、商店等の被用者を対象とする厚生年金保険が創設された。このほか戦前の年金制度としては、恩給法の適用を受けない現業官庁の職員で組織する共済組合制度が鉄道、印刷、専売その他の職場で設けられていた。

このような戦前の年金制度は、終戦後今日までの間に組織と内容の両面で多くの変革を受け、厚生年金保険から離れて若干の年金制度が設けられたり、公務員恩給制度が共済組合制度に統合されて社会保険としての脱皮が図られたりして、現在では7種類の被用者に対する年金制度が国民年金制度とともに、わが国の国民皆年金体制を構成している。第7-1図は、このような国民の各階層に対する年金制度の沿革を示したものであり、第7-2図は、これらの制度の対象者数を示すものである。

第7-1図 公的年金制度の沿革及び適用区分

第7-1図 公的年金制度の沿革及び適用区分

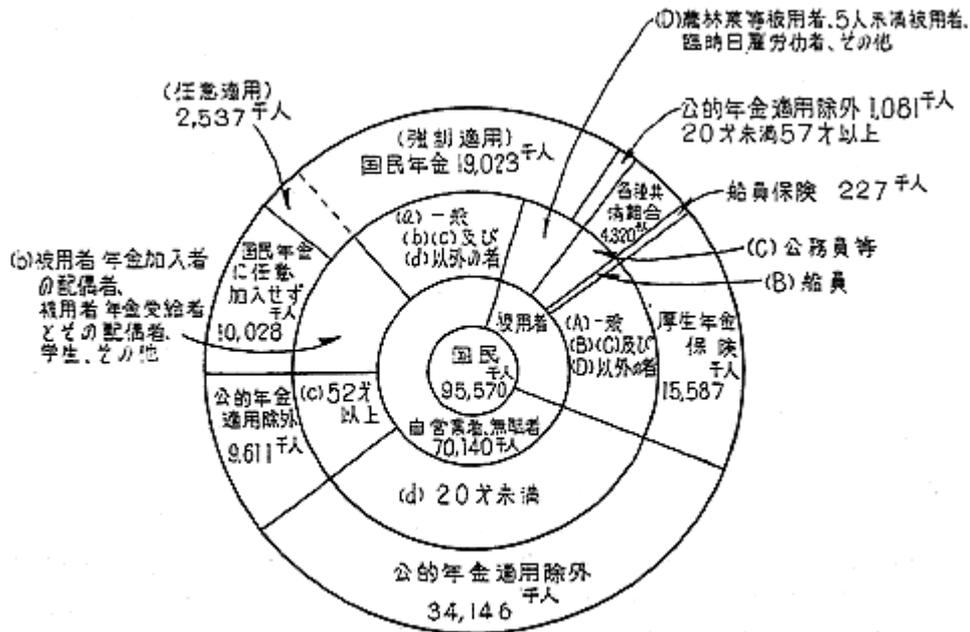
		15年 17 19 23 29 30 31 33 34 36 37 38											
被用者	国民用者	男子労働者	厚生年金保険										
	女子及び配偶者	労働者	厚生年金保険										
用者	船員	船員	船員保険										
	公務員	公務員	恩給										
		官業共済組合等	国家公務員共済組合										
		系例恩給及び準用恩給	公共企業体職員等共済組合 市町村職員共済組合 地方公務員共済組合										
者	私学教職員	私学教職員	(厚生年金)	私立学校教職員共済組合									
	農林漁業団体職員	農林漁業団体職員	(厚生年金)	農林漁業団体職員共済組合									
	5人未満被用者、臨時日雇労働者等	5人未満被用者、臨時日雇労働者等	国民年金(拠出期)										
		被用者以外の国民											

厚生省年金局調べ

- (注) 1. これ以外に軍人恩給があつたほか、きわめて小さいグループに対し、同様の役割を果たす若干の制度がある。
2. 公務員(非現業雇員)の年金適用は、24年(国家公務員及び都道府県職員)及び30年(市町村職員)からであり、それまでは一部市町村職員に対し、厚生年金保険を適用していた。
3. 国民年金の対象者のうち、他制度の加入者の配偶者、他制度の年金受給者とその配偶者、36年4月1日現在で50~55才の者は任意適用、同日で55才をこえる者は適用除外である。
4. これらの諸制度とは体系を異にするが、34年11月1日から国民年金の福祉年金制度が実施されている。
5. 加入者数については、後掲「種別別年金制度の受給等の状況」(第7-2表)を参照されたい。

第7-2図 公的年金制度所属区分

第7-2図 公的年金制度所属区分



厚生省年金局調べ

(注) 「公的年金適用除外」欄の数は、推定値である。

第7 老後等に対する備え

1 わが国の年金制度

(2) 内容

年金制度の目的は、前に述べたとおり生活を脅かす各種の事故によつて失われた所得を補い、国民生活の安定を図ることである。したがつて、社会保険による年金制度では、あらかじめ、どのような場合(支給要件)に、どの程度の額(給付額)を年金として支給するかを、制度の趣旨に沿つて定めている。どの制度でも老齢(退職)、障害、遺族の3種類の年金が制度の中心であるが、このほかに制度からの脱退に対する保険料の払い戻しである退職一時金(脱退手当金)や遺族一時金、軽い障害に対する見舞金的性格を持つ障害一時金等の給付が設けられている制度もある。各制度の支給要件や給付額は、それぞれの制度の沿革や対象者に依つて異なつてゐる。その概要を老令(退職)年金にして示したのが第7-1表であるが特に著しい相違点は、遺族年金の支給要件であつて、厚生年金や船員保険では6か月以上の制度加入が要件となつてゐるのに対して、長期勤続者優遇の色彩を残している各共済組合では、10年以上の加入という厳しい要件が課されてゐる。又各種共済組合が、退職時又はそれにさき立つ数年間の俸給に比例する給付額であるのに対して、厚生年金と船員保険には均一の定額部分があり、報酬に比例する部分でも全期間の平均が計算の基礎に採用されてゐる。

第7-1表 老令(退職)年金受給資格、年金額の状況

第7-1表 老令(退職)年金受給資格、年金額の状況
(38年3月現在)

	資格期間	開始年齢	年金額(年額)
国民年金	保険料納付期間と保険料免除期間で 1. 25年以上 2. 36年4月1日現在の年齢に応じ短縮(45才をこえる者10年以上等)	65才 60才まで繰上げ減額支給	保険料納付済期間1年につき900円(20年をこえる期間については、1年につき1,200円)と保険料免除期間1年につき350円との合計額
	1. 36年4月1日現在50才をこえる者 2. 同日45才をこえる者で所定の要件に該当する者	70才	13,200円 本人所得などについて支給制限がある。
厚生年金保険	1. 20年以上 2. 抗内夫期間 15年以上 3. 40才(女子35才)以後15年以上 4. 35才以後の抗内夫期間11年3月以上	60才 女子と抗内夫55才経過的に年令引下げの特例がある。	基本年金額 $24,000円 + \text{平均標準報酬月額(全期間の平均)} \times \frac{6}{1,000} \times \text{月数(抗内夫加算あり)}$ 加給年金額 配偶者と子につき1人4,800円
船員保険	1. 厚生年金の抗内夫と同じ 2. 漁船期間11年3月以上	厚生年金の抗内夫と同じ	厚生年金の $\frac{6}{1,000}$ を $\frac{8}{1,000}$ としたものと 同じ
国家公務員共済組合	20年以上	55才繰上げ減額支給	俸給年額(最終3年の平均) $\times \frac{40}{100}$ (20年をこえる1年につき $\frac{1.5}{100}$ を加算) 最低35,520円、最高俸給年額の $\frac{70}{100}$

地方公務員共済組合	同上	同上	給料年額(最終3年の平均) $\times \frac{40}{100}$ (20年をこえる1年につき $\frac{1.5}{100}$ を加算) 最低35,520円, 最高給料年額の $\frac{70}{100}$
	資格期間	開始年令	年金額(年額)
私立学校教職員共済組合	20年以上	同上	平均標準給与(最終5年の平均又は全期間の平均のいずれか高い方)の年額 $\times \frac{42}{100}$ (20年をこえる1年につき $\frac{1.5}{100}$ を加算) 最低35,520円, 最高, 平均標準給与の $\frac{60}{100}$
公共企業体職員等共済組合	同上	同上	俸給年額(退職時) $\times \frac{40}{100}$ (20年をこえる1年につき $\frac{1.5}{100}$ を加算)
農林漁業団体職員共済組合	同上	55才	平均標準給与(最終5年の平均又は全期間の平均のいずれか高い方)の4月分(20年をこえる1年につき4日分加算)
通算老令(退職)年金	国民年金	当該制度の期間が1年(農林漁業6か月)以上であり,かつ,次のいずれかに該当すること。 65才 60才まで繰上げ減額支給	国民年金の老令年金と同じ
	その他の制度	1. 通算対象期間の合計が国民年金の老令年金の資格期間以上 2. 国民年金関係以外の通算対象期間の合計が20年以上 3. 上記の制度の資格期間を満たしていること。 4. 恩給等所定の年金受給権を有すること。 (注) 通算対象期間とは,上記諸制度の加入期間等で退職一期金等を受けていないものをいう。 60才	$(24,000円 + 平均標準報酬等の月額 \times \frac{6}{1,000} \times 240) \times \frac{月数}{240}$

厚生省年金局調べ

老令年金,退職年金を受けるために必要な資格期間(制度に加入していた期間)は,被用者年金では船員保険等を除き20年,国民年金では25年である。したがって,職業を変えたために他の制度に移った人達は,一つの制度で要求される資格を満たし得ないことになる。この問題を解決するために,国民年金制度が発足した昭和36年4月から通算年金の制度が設けられ,各制度の加入期間を合わせて20年(被用者年金のみ)又は25年(国民年金を含む。)に達すれば,各制度から加入期間に応じた年金が支給されることとなった。

国民皆年金の実をあげるためには国民各層が年金制度に加入しているばかりでなく,老令に際して,必ず年金が支給される状態にしなければならない。これを実現するうえでの問題点が二つあった。その一つは,制度の間を移動したために年金が受けられない者の問題であり,他の一つは,すでに高令であつて必要な資格期間を満たし得ない者の問題であつた。前者の解決が通算年金制度であり,後者の解決が福祉年金と各年金制度の老令(退職)年金受給資格期間の経過的短縮であつた。

国民年金制度では,拠出制年金とならんで福祉年金が設けられているが,これは,皆年金体制の発足に際してすでに老令,障害,死亡の事故により所得を失っている人達に対して全額国庫負担の年金を支給することを主な内容としている。また年金受給年令には達していないが,国民年金制度創設当初から被保険者となつても,受給資格期間を満たし得ない一定年令以上の人達のため,25年の期間を最短10年までに短縮する措置

がとられた。国民年金以外の制度でも、すべて資格期間を経過的に短縮することとなり、これは通算年金にも適用されたため、36年4月に50歳をこえない者はすべて拠出制の年金を受けることができ、その他の高齢者の大部分は福祉年金を受けるという体制になったのである。

制度の体系はこのように整備されたのであるが、現実の年金額は第7-2表のとおりきわめて低い。特に厚生年金、船員保険の場合には、戦後の急激なインフレ対策として、保険料も給付額も切り下げたため、今なお発足当初の水準に戻っていない。このため、現在支給内容の大幅改善が準備検討されている。

第7-2表 種類別年金制度の受給等の状況

第7-2表 種類別年金制度の受給等の状況

	被保険者(組合員)数	老令(退職)年金受給者	年金額合計	受給者1人当り年金額	備 考
	人	人	千円	円	
総 数	40,704,282	3,110,201	78,503,087	25,241	
国民年金	総 数 20,570,068	(老齢福祉年金)			(全額支給停止分を除く)
	強制適用 17,782,235	2,211,217	24,770,686	11,202	38年3月31日現在
	任意適用 2,787,833				
厚生年金保険	15,586,974	78,480	3,279,354	41,786	〃
船員保険	227,073	3,751	202,551	53,999	〃
国家公務員共済組合	1,068,159	30,196	4,521,011	149,722	〃
公共企業体職員等共済組合	718,392	124,208	15,374,033	123,775	〃
地方公務員共済組合	2,112,812	市町村職員共済組合及び市町村恩給組合14,242	1,249,101	87,705	条例恩給不明 38年3月31日現在
私立学校教職員共済組合	100,135	1,191	27,516	31,551	〃
農林漁業団体職員共済組合	320,669	50	2,290,393	45,808	若年停止分を除く
文官恩給	—	145,683	14,328,838	98,356	
軍人恩給	—	502,164	12,459,604	24,812	37年3月31日現在

厚生省年金局調べ

年金制度の内容を、必要な場合に必要な年金額をとるという見地からながめてみると、現在最も大きい問題となっているのは、遺族年金の資格期間が長過ぎる制度があること、給付水準が低い制度があつて不均衡が生じていることであろう。

第7 老後等に対する備え

1 わが国の年金制度

(3) 財政

年金制度の給付に要する費用は、保険料及び国庫負担でまかなわれる。事務費は原則として全額国庫負担である。被用者年金の保険料は、健康保険等と同じく労使の折半負担であり、国は一部の制度を除き、費用の一定割合を負担している。このような費用負担の方法を示す第7-3表をみると、厚生年金及び船員保険の保険料率が他制度の1/3程度であることが注目される。このことは、厚生年金保険及び船員保険の給付額が他制度よりも著しく低いことの大きな原因となつている。なお、国民年金の保険料には事業主負担はなく、また、本人負担も後に述べるように定額制となつている。

第7-3表 公的年金制度の種類別保険料率及び国庫補助率

第7-3表 公的年金制度の種類別保険料率及び国庫補助率
(38年3月現在)

	保 険 料 率 (注)1			国 庫 補 助 率 (注)2
	総 数	本 人	事 業 主	
厚生年金保険 { 男	35	17.5	17.5	15
{ 女	30	15	15	
{ 坑内夫	42	21	21	
船 員 保 險	42	21	21	20
国家公務員共済組合	99	44	55	—
公共企業体職員等共済組合	94	42	52	—
地方公務員共済組合	99	44	55	—
私立学校教職員共済組合	70	35	35	15
農林漁業団体職員共済組合	78	39	39	15

厚生省年金局調べ

- (注) 1. 報酬に対する1000分率である。
 2. 費用に対する100分率である。
 3. 厚生年金保険の坑内夫については給付額の $\frac{20}{100}$ の国庫負担がある。

年金給付に要する費用のまかない方として、その時に要する費用をその時の保険料収入と国庫負担でまかなう方式(賦課方式)と、あらかじめ保険料収入を積み立てておき、国庫負担の他に利子収入を加えて給付費をまかなう方法(積立方式)がある。わが国の場合には、今後急激な人口の老令化が予測されており、保険料を納める人達よりも年金の支給を受ける老令者の数が急速に増加して行くため、賦課方式では財政をまかない切れなくなる恐れがある。そこで、各制度とも積立方式に準拠した財政方式をとつているが、このためあとに述べるように多額の積立金が準備されている。

第7 老後等に対する備え

2 国民年金

(1) 被保険者

国民年金の対象となる被保険者は、日本国内に住所を有する20才以上60才未満の日本国民で、現に他の公的年金制度に加入していないものである。これらの人達は、すべて強制的に被保険者とされるが、他の年金制度から給付を受けている者、老令(退職)年金の受給資格期間を満たしている者、あるいは、これらの人達及び他制度の加入者の配偶者もしくは学生は、任意加入となつている。また制度発足時の経過措置として、昭和36年4月1日において、すでに50才を越えている者は被保険者とされないが、当時50~55才までの者には任意加入が認められた。

国民年金制度は、会社、工場等の事業所を一括して適用する厚生年金等の被用者保険と異なり、国民各個人を対象としているため、被保険者のは握、保険料の納付等に困難が伴うので、国民の側の理解と協力を期待して制度の運営を行なう仕組がとられている。一般国民を対象とするだけに、被保険者の数も2,212万人と膨大な数が見込まれているが、発足以来3年間に被保険者としては握確認された者はその93%である。

第7-4表 国民年金被保険者数の推移

第7-4表 国民年金被保険者数の推移

(単位: 1,000人)

	総数	強制加入	任意加入	適用率
35年度	17,086	14,882	2,204	77.2
36	19,463	16,846	2,617	88.0
37	20,570	17,782	2,788	93.0

社会保険庁調べ

第7 老後等に対する備え

2 国民年金

(2) 保険料

国民年金制度は、その対象が農民、自営業者等所得の正確な把握がむずかしい階層であるため、他の制度と異なつて均一拠出、均一給付の建前を採用している。保険料の額は、20～35才までは月額100円、35才以上は月額150円となつており、毎年の保険料は、国民年金手帳に保険料相当額の印紙をはりつけ、市町村長の検認を受けることによつて納付される。保険料には、この印紙によるもののほか、滞納した保険料を徴収される調定保険料、従来の保険料をまとめて納付し割引の特典を受ける前納保険料、納付を免除された分をあとで納める追納保険料等があるが、これらの保険料収入の実績を示すのが第7-5表である。

第7-5表 国民年金保険料収入の推移

	総額	印紙売捌額	調定保険料	前納保険料	追納保険料
36年度	18,364,697	(18,144,436) 17,417,537	—	946,620	539
37	21,597,044	(19,795,688) 20,114,649	1,184,482	297,412	10,471

社会保険庁調べ

(注) 印紙売捌額欄のかっこ内の数字は、検認額を示す。

保険料納付の状況を最も端的に示すものは検認率である。これは、被保険者の保険料を納めるべき月数に対する検認済月数の比率であつて、昭和37年度には、前年度を6%上まわり80%であつた。保険料が源泉徴収される被用者保険と異なり、自主的納付を待つ国民年金では、国民の理解が深まらなければ、保険料が完全に納付されず、したがつて年金による生活保障が受けられない人が生ずる恐れもある。被保険者の側に納入の意欲があつても、実際に保険料を納付する手数は必ずしも少くないので、地域を単位に保険料を一括納入するための納付組織作りが現在進められている。

国民年金の被保険者には、無業者、失業者も含まれており、長い間には保険料を納付できない状態になることも考えられる。国民年金制度は、従来年金制度に加入していなかつたすべての人達を対象としているから、所得の低い者も多数含まれている。これらの者については、制度の被保険者としながら、保険料の納付義務を免除し、一方給付面では免除期間を受給資格期間に導入し、納付済期間と同様の国庫負担を行なつて拠出年金を受け易くしている。生活扶助を受けている場合、障害年金や母子年金を受けている場合等には法律上当然に(法定免除)、生活扶助以外の生活保護を受けている場合、収入が一定基準以下の世帯である場合などは申請して(申請免除)保険料免除を受けることができる。

保険料免除の実績をみると、昭和36年度末においては免除者数181万6,000人強制加入被保険者の10.8%、免除された保険料総額は約25億円となつていたが、37年度末には、免除者数215万3,000人で強制加入被保険者の12.2%、免除保険料総額約30億円に達している。この全国平均の12.2%も、地域別にみると大都市周辺では低いのに対して、東北、四国及び九州では20～30%に及ぶ県があり、地域間の経済格差をおおむね反映している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第7 老後等に対する備え

2 国民年金

(3) 年金給付

国民年金の給付は、老令年金、通算老令年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金及び死亡一時金の8種類となつている。これらの給付の支給要件と給付額の計算方式は第7-6表のとおりであるが、均一拠出であるため給付も加入期間の長さに応ずる定額となつていること、母子年金の資格期間は妻の加入期間であることなどは他の制度と異なる点である。

第7-6表 国民年金給付の概要

第7-6表 国民年金給付の概要

	支 給 要 件	給 付 額
老 令 年 金	1. 老令(65才) 2. 保険料納付済期間、保険料免除期間又はその合算期間が25年以上 (注) 36年4月1日に31才以上の者については、25年の期間が年令に応じて10~24年までに短縮されている。	1. 次により算出した額の合算額 (1) 900円×20年未満の保険料納付済期間の年数 (2) 1,200円×20年をこえる保険料納付済期間の年数 (3) 350円×保険料免除期間の年数 2. 70才以後の最低保障額13,200円 (注) 支給要件欄の(注)に該当する場合の給付額については有利な特例が定められている。
通算老令年金	1. 老令(65才以上) 2. 保険料納付済期間、保険料免除期間又はその合算期間が1年以上で次のいずれかに該当すること。 (1) 他の公的年金の期間と合算して25年以上であること。 (2) 他の公的年金の期間が20年以上であること。 (3) 他の公的年金制度から老令、退職年金を受けられること。	老令年金の例により計算して得た額
障 害 年 金	1. 法律に定める程度の障害の状態にあるとき。 2. 保険料納付済期間又は保険料免除期間が一定期間以上であること。	1. 老令年金の例により計算して得た額 最低保障額24,000円 2. 重度の障害状態にあるものについては6,000円加算
母 子 年 金	1. 夫の死亡 2. 保険料納付済期間又は保険料免除期間が一定期間以上である妻子が、18才未満の子又は20才未満の障害状態にある子と生計を同じくしているとき。	1. 老令年金の例により計算して得た額 $\times \frac{1}{2} + 4,800$ 円 最低保障額 19,200円 2. 子が2人以上あるときは、2人目から1人増すごとに4,800円を加算
	支 給 要 件	給 付 額
	1. 生計の中心者である男子の死亡 2. 保険料納付済期間又は保険料免除期間が一定	

準母子年金	期間以上である女子が、18才未満の孫又は弟妹もしくは20才未満の廃疾の状態にある孫又は弟妹と生計を同じくしているとき。	母子年金の例により計算して得た額
遺児年金	1. 父又は母の死亡 2. 父又は母が、一定期間以上の保険料納付済期間又は保険料免除期間を満たしていたこと。 3. 18才未満の子であるか又は20才未満で廃疾の状態にある子であること。	1. 老令年金の例により計算して得た額 $\times \frac{1}{2} + 4,800$ 円 最低保障額 12,000円 2. 受給権を得た子が2人以上あるときは、2人目から1人増すごとに4,800円を加算し、年金額の総額を受給権者の数で等分して得た額
寡婦年金	1. 老令年金の支給要件を満たしている夫の死亡 2. 夫と婚姻関係が10年以上継続した65才未満の妻であること。	老令年金の例により計算して得た額の $\frac{1}{2}$ (注) 給付は、妻が60~64才までの間行なわれる。
死亡一時金	保険料納付済期間が3年以上である被保険者が死亡したとき、生計を同じくしていた遺族に支給する。	保険料納付済期間 3年以上5年未満 5,000円 5 ~ 10 7,000 10 ~ 15 14,000 15 ~ 20 21,000 20 ~ 25 28,000 25 ~ 30 36,000 30 ~ 35 44,000 35 以上 52,000

社会保険庁調べ

年金給付の基本である老令年金は、受給資格期間として最低10年が要求されているので、当分の間受給者を生じないが、障害、母子、準母子及び遺児年金の受給資格期間は、当初最短3年であつたのが1年に改正され、昭和37年5月から受給者が発生した。現在までの受給者は第7-7表にみるとおり、母子年金が圧倒的多数を占めている。

第7-7表 拠出年金受給者数

第7-7表 拠出年金受給者数
(39年1月31日現在)

総数	障害年金	母子年金	準母子年金	遺児年金
25,833	833	23,964	33	1,053

社会保険庁調べ

第7 老後等に対する備え

2 国民年金

(4) 財政

国民年金は、発足間もない制度で給付も本格化しないため、毎年の保険料収入の大部分は積立金として将来に残される。この制度に対する国庫負担は、保険料の1/2と他制度よりも高い割合で、保険料と同時に負担されるのが特徴である。昭和37年度の保険料収入総額は約216億円・国庫負担は、前年度の免除保険料に対する分を含めて約119億円、37年度の積立金は約340億円である。このほか、国は制度の事務費を負担するが、その一部は市町村交付金のかたちで、事務の一部を分担する全国の市町村に対して支払われる。

第7 老後等に対する備え

2 国民年金

(5) 福祉年金

国民年金の拠出年金を受けるためには、まず被保険者になつていなくてはならず、かつ、保険事故が生じたときにおいて一定の保険料納付要件を満たしていなくてはならない。したがつて、この制度発足時点において、すでに保険事故の生じている人並びに国民年金の被保険者とはならない人等に対する保障は、拠出年金からは期待できないわけで、これらの人達を対象としているのが無拠出制の年金すなわち福祉年金である。

福祉年金は、大別して経過的なもの、補完的のものに分けられるが、経過福祉年金とは、前述したように制度発足に当つてすでに老令、障害、母子及び準母子状態にある人達や50才以上の人達を対象として支給される年金であり、補完的福祉年金とは、国民年金の被保険者でありながら、拠出能力がなく保険料免除を受けていたか、又は被保険者期間が短かいため拠出年金の受給要件を満たせなかつた人達を対象として支給される年金である。

これらの年金は、当然のことながら全額国庫から支給される。そしてこの給付費が全額国庫負担であるということから、福祉年金には各種の支給制限が設けられ、また拠出年金にくらべて支給要件が厳しく、年金額も低額なものとなつている。

すなわち、福祉年金の種類は老令、障害、母子、準母子の4種類となつているが、それらの支給要件は、老令福祉年金は70才から支給され、障害福祉年金は重度の障害(1級障害)にある場合に限られ、又、母子福祉年金又は準母子福祉年金の支給の要件又は加算の対象となる孫、又は弟妹は義務教育終了前であるが20才未満で重度の身体障害者(1級障害)であるものに限られる。年金額は、老令福祉年金は1万3,200円、障害福祉年金は2万1,600円、母子福祉年金並びに準母子福祉年金は1万5,600円(子、孫又は弟妹が2人以上あるときは、それらの子等1人につき4,800円の加算がある)となつている。

福祉年金の支給制限の主なものは、いわゆる公的年金受給制限と、所得制限といわれるものである。公的年金受給制限とは、福祉年金の受給権者が、公的年金を受けている場合には、その公的年金の額が2万4,000円(その公的年金が戦争公務に基づく死亡又は廃疾が原因で支給される場合には7万円)以上であれば福祉年金は全額支給停止となり、公的年金が2万4,000円(あるいは7万円)未満の場合には、福祉年金の額を限度として、2万4,000円(あるいは7万円)と公的年金額の差額だけ支給されるというものである。

所得制限は、福祉年金の受給権者本人、受給権者の配偶者あるいは扶養義務者が、前年に一定限度額以上の所得を有するときにはその福祉年金の支給を停止するというものである。その限度額は、本人の場合は18万円(前年に、義務教育終了前の子等を扶養するときは、それらの子等1人につき3万円の加算がある)、配偶者の場合は、おむね所得税の免税扶養義務者の場合は5人標準世帯で収入60万円となつている。

福祉年金は、昭和34年11月の支給開始以来、数年が経過しようとしているが、その間たゆみなく支給要件の緩和、支給制限の緩和、年金額の引上げ等の制度の内容改善が行われてきて、前述のような姿になつている。現在の福祉年金支給状況は第7-8表のとおりである。

第7-8表 福祉年金支給状況

第7-8表 福祉年金支給状況
(38年12月末現在)

	老 令		障 害		母 子			準 母 子		
	件 数	支給年金額 円	件 数	支給年金額 円	件 数	支給年金額 円	停 止 額 円	件 数	支給年金額 円	停 止 額 円
総 数	2,670,086	28,131,803,686	256,420	5,296,328,489	203,687	3,625,281,340	205,055,060	852	13,204,015	979,585
全 部 支 給	1,766,687	23,320,268,400	244,726	5,285,973,600	190,427	3,570,618,000	—	783	13,080,800	—
一 部 支 給 停 止										
公 的 年 金 受 給	481,118	4,811,535,286	1,106	10,354,889	4,627	54,663,340	38,637,860	16	123,215	150,385
配 偶 者 老 令 福 祉 年 金	27,520	184,835,686	1,106	10,354,889	4,627	54,663,340	38,637,860	16	123,215	150,385
配 偶 者 障 害 福 祉 年 金	447,029	4,559,695,800	—	—	—	—	—	—	—	—
配 偶 者 母 子 福 祉 年 金	6,569	67,003,800	—	—	—	—	—	—	—	—
全 部 支 給	422,281	—	10,588	—	8,633	—	166,417,200	53	—	829,200
公 的 年 金 受 給	182,642	—	767	—	638	—	12,876,000	10	—	184,800
障 害 ・ 遺 族 補 償	—	—	172	—	1,882	—	40,658,400	8	—	144,000
本 人 所 得 制 限	41,987	—	3,266	—	5,375	—	99,354,000	8	—	121,800
配 偶 者 所 得 制 限	10,204	—	1,742	—	—	—	—	—	—	—
扶 養 義 務 者 等 所 得 制 限	175,982	—	4,600	—	349	—	6,116,400	4	—	41,400
併 給 選 択	11,456	—	19	—	188	—	3,403,200	9	—	90,000
母 子 準 母 子 の 調 整	—	—	—	—	—	—	—	13	—	226,300
損 害 賠 償	—	—	4	—	157	—	3,236,400	1	—	20,400
そ の 他	10	—	18	—	44	—	772,800	0	—	0

社会保険庁調べ

第7 老後等に対する備え

2 国民年金

(6) 国民年金の一部改正

国民年金制度は、創設以来、国民経済の成長に応じて毎年のごとく制度の内容を改善しながら今日にいたっているが、昭和39年度においては重点的に次のような改正が図られることとされている。

第一に、現行法では障害年金の対象外となつている結核、精神病等の内科的疾患に基づく障害者にも年金を支給することである。すなわち、現行法では障害年金、障害福祉年金の支給の対象となる障害の種類は、視聴力、平衡機能、咀嚼機能、音声、言語機能等の障害、し体不自由等のいずれも外見的な身体障害者に限られている点が、新たに結核によるすべての障害、非結核性疾患による呼吸器機能障害を加えるとともに、精神障害(精神病質、神経症、精神薄弱を除く。)も採り入れるようにすることである。

第二に、母子年金、準母子年金の加算の対象となる障害児の範囲も障害年金の場合と同様に拡大することである。

第三に、福祉年金受給者を扶養している扶養義務者に一定基準額以上の所得があるときは福祉年金の支給を停止する建前を採っているが、この基準額を緩和し、たとえば扶養家族数5人の場合は、現行の収入60万円を65万円に引き上げることである。

第四に、福祉年金受給者が戦争公務により廃疾等となつたことに基づき公的年金を受ける場合は、合計して7万円を限度として福祉年金が支給されてきたが、今回この限度額を8万円に改正することとしている。

第7 老後等に対する備え

3 厚生年金保険

(1) 適用事業所,被保険者

厚生年金保険法が適用される会社,工場,事務所等の適用事業所には,一定の要件を備えている強制適用事業所と,この要件を備えていなくても都道府県知事の認可を受けて適用される任意包括適用事業所とがある。この適用事業所についてもまた,被保険者についても,健康保険の取扱いと全く同一であつて,強制または任意包括適用にかかわらず,適用事業所に常態的に使用される者はすべて被保険者となる。このほかに適用事業所以外の事業所に使用される者でも,都道府県知事の認可を受けて被保険者(任意単独被保険者)になることができ,また,事業所をやめても一定の要件を備えている者は,都道府県知事に申し出て被保険者の資格を継続(任意継続被保険者)できることになつている。これらの被保険者は次の種別によつてわけて取り扱われている。

第1種被保険者・・・第3種被保険者以外の男子

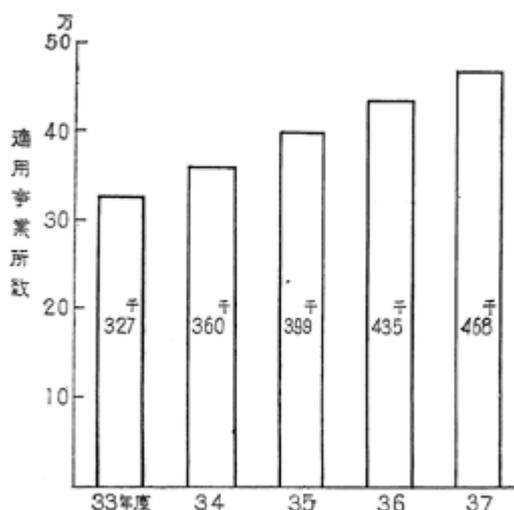
第2種被保険者・・・女子

第3種被保険者・・・常時坑内作業に従事する者

第4種被保険者・・・任意継続被保険者

第7-3図 厚生年金保険適用事業所数の推移

第7-3図 厚生年金保険適用事業所数の推移

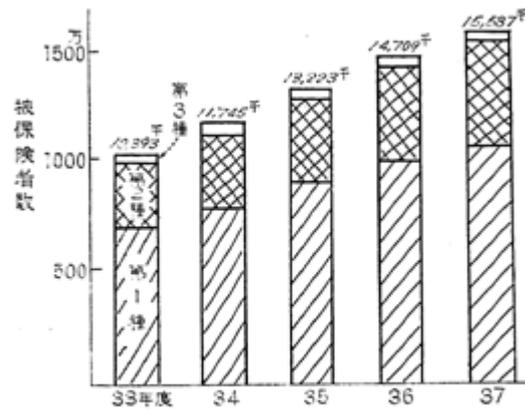


社会保険庁調べ

(注) 各年度の数字は,それぞれ年度末現在である。

第7-4図 厚生年金保険種別被保険者数の推移

第7-4図 厚生年金保険種別被保険者数の推移



社会保険庁調べ

- (注) 1. 第4種被保険者は除いた。
2. 各年度の数字は、それぞれ年度末現在である。

第7 老後等に対する備え

3 厚生年金保険

(2) 標準報酬,保険料

厚生年金保険料においては,保険料及び保険給付を計算する場合,被保険者の報酬月額がその要素となるが,いずれの場合においても,その実額を用いるとすると事務上きわめて煩雑であり,ほとんど実用にたえないこととなる。このため被保険者の報酬実額を一定範囲の標準額におきかえて取り扱われている。

保険料は,標準報酬月額に保険率を乗じて計算されるが,積立方式をたてまえとする厚生年金保険の財政の均衡を保つため,支出面での保険給付の予想額,収入面での積立金の運用利子及び国庫負担の予定額に照して,5年目ごとに保険料率の再計算が行なわれ,その結果により保険料率が改められている。

第7-9表 厚生年金保険標準報酬の推移

第7-9表 厚生年金保険標準報酬の推移

	標準報酬	
	等級	月額
17年6月～ 19年5月	1級～15級	円 10 ～ 150
19. 6～21. 3	1 ～20	10 ～ 200
21. 4～22. 5	1 ～20	30 ～ 600
22. 6～23. 7	1 ～ 6	100 ～ 600
23. 8～24. 4	1 ～27	300 ～8,100
24. 5～28.10	1 ～10	2,000 ～8,000
28.11～29. 4	1 ～ 6	3,000 ～8,000
29. 5～35. 4	1 ～12	3,000 ～18,000
35. 5～	1 ～20	3,000 ～36,000

社会保険庁調べ

保険の財政の均衡を保つため,支出面での保険給付の予想額,収入面での積立金の運用利子及び国庫負担の予定額に照して,5年目ごとに保険料率の再計算が行なわれ,その結果により保険料率が改められている。

第7-10表 厚生年金保険保険料率の推移

第7—10表 厚生年金保険保険料率の推移
(単位：%)

	保 険 料 率			
	第1種	2	3	4
17年6月～ 19年9月	64	—	80	—
19.10～22.8	110	110	150	—
22.9～23.7	94	68	126	—
23.8～29.4	30	30	35	26
29.5～35.4	30	30	35	30
35.5～	35	30	42	35

社会保険庁調べ

第7 老後等に対する備え

3 厚生年金保険

(3) 保険給付

厚生年金保険の保険給付の種類、支給要件及び給付額の概要は、第7-11表のとおりであつて、厚生年金保険の年金給付は、公務員、公共企業体職員等を対象とする各種共済組合に比較してみると、障害年金や遺族年金の資格期間が短いこと、各種の加算が設けられていること等社会保障的な性格で貫かれている。年金額が2万4,000円の定額部分と報酬比例部分とで構成されているのも、このような趣旨に基づくもので、2万4,000円の定額部分は、生活保護基準にも見合う最低生活保障の意味を持つ額として説明された。もつとも、厚生年金の現在の給付体系が作られた昭和29年当時の老令者の生活保護基準である月額2,000円は、現在では5,000円近くに達しており、現在の年金額がきわめて魅力に乏しいものとなつていくことはすでに述べたとおりである。したがつて、厚生年金保険の給付内容を大幅に引上げて、老後の保障にふさわしい制度とすることは最も急を要する問題であるので、現在そのための改正準備が進められている。

第7-11表 厚生年金保険給付の概要

第7-11表 厚生年金保険給付の概要

	支給要件	給付額
年	老令年金 ①老令(一般男子60才, 女子及び坑内夫55才で現に被保険者でないこと。 ③一般男子20年又は40才以後15年, 女子20年又は35才以後15年, 坑内夫15年又は35才以後11年3月	基本年金額+加給年金額
	通算老令年金 ①老令(60才)で, 現に被保険者でないこと。 ②1年以上老令年金の要件期間未満 ③②と他の公的年金の期間とを合算して20年(国民年金を含むときは25年)あるか, 他の公的年金の退職(老令)年金を受けること。	基本年金額× $\frac{\text{被保険者月数}}{240}$
金	障害年金 ①法律で定める程度の障害状態 ③6月	1級 基本年金額+12,000円+加給年金額 2級 基本年金額+加給年金額 3級 基本年金額× $\frac{70}{100}$
	遺族年金 ①死亡 ②6月 ③遺族の範囲, 死亡した本人により生計を維持していた配偶者, 子, 父母, 孫, 祖父母で一定要件に該当するもの。	妻・子 基本年金額× $\frac{50}{100}$ +加給年金額 その他 基本年金額× $\frac{50}{100}$ 受給権者数が2人以上のときは, その数で除した額
一時金	障害手当金 ①法律で定める程度の障害状態 ③6月	基本年金額× $\frac{140}{100}$
	脱退手当金 ①60才以上で現に被保険者でなく通算老令年金を受ける資格がないこと。 ②5年以上老令年金の要件期間未満 ③障害年金等を受けていないこと。	平均標準報酬月額×法律で定める率

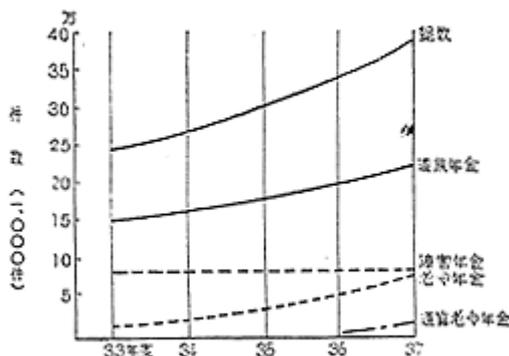
社会保険庁調べ

- (注) 1. ①事由③必要被保険者期間(坑内夫の場合, 実期間に $\frac{4}{3}$ を乗じた期間として計算される。)③その他
2. 基本年金額=24,000円+平均標準報酬月額× $\frac{6}{1000}$ ×被保険者月数
ただし, 被保険者月数は, 老令年金以外の年金及び障害手当金については240月に満たないときは240月として計算される。

保険給付状況は,第7-12表,第7-13表及び第7-5図のとおりである。

第7-5図 厚生年金保険給付支給件数の推移

第7-5図 厚生年金保険給付支給件数の推移
(年度末現在)



社会保険庁調べ

第7-12表 厚生年金保険1件当り年金額の推移

第7—12表 厚生年金保険1件当り年金額の推移

(単位：円)

年度	総数	老令年金	通算老令年金	障害年金	遺族年金
33	26,872	41,126	—	32,014	22,670
34	27,196	40,032	—	32,168	22,502
35	28,509	41,714	—	33,477	23,068
36	28,931	41,695	19,536	33,622	23,129
37	29,481	41,786	17,819	33,987	23,304

社会保険庁調べ

老令年金の受給者は、現在9万9,000人に過ぎないが1,500万を越える被保険者を持つ制度としてはきわめて少ない。しかし、制度発足後満20年を経て、今後年金受給者は急激にふえ、昭和45年は46万人、55年は152万人、65年は288万人となるものと予想されている。

通算老令年金は36年に創設されたので、その件数はまだ少ない。障害年金は内科疾患による廃疾状態の回復があるため、横ばい状態となつている。

第7-13表 厚生年金保険一時金給付状況の推移

第7—13表 厚生年金保険一時金給付状況の推移

年度	件数		1件当り金額	
	脱退手当金	障害手当金	円	円
33年度	246,413	502	13,004	48,894
34	244,366	361	12,858	49,506
35	250,293	330	13,332	51,690
36	252,482	256	14,399	55,910
37	280,694	224	15,670	57,118

社会保険庁調べ

第7 老後等に対する備え

3 厚生年金保険

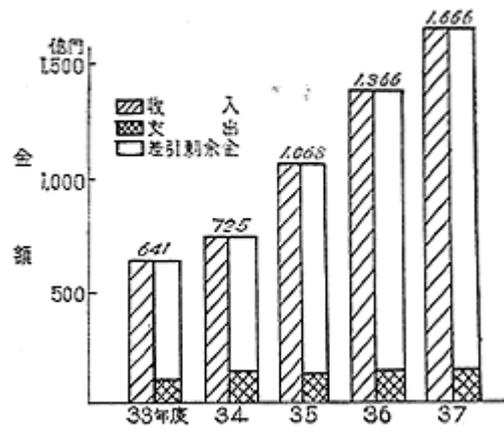
(4) 財政

最近5か年の推移は、第7-6図のとおりであるが、昭和37年度の実績を例にとれば、収入については、その総額1,666億円に対して、保険料収入がその74%、運用収入が24%、その他が2%、支払については、その総額150億円に対して、保険給付費がその94%、その他6%となっている。

この収入残額が保険給付の財源として積立てられており、37年度末におけるその総額は7,152億円に達している。

第7-6図 厚生年金保険制度別収支状況の推移

第7-6図 厚生年金保険制度別収支状況の推移



社会保険庁調べ

第7 老後等に対する備え

3 厚生年金保険

(6) 厚生年金保険の一部改正

厚生年金保険については、開会中の第46通常国会に改正法案を提出すべく、現在その準備作業が進められている。前述したように、現在の厚生年金の給付水準は、他制度に比較して余りにも低く、国民の老後の生活を保障するための制度としての魅力を欠いている。従つて、給付水準の大幅な引き上げを要望する声が高まっていたが、給付改善は必然的に保険料負担の増額を伴うため関係者の利害が必ずしも一致せず、その調整がきわめて困難な問題となつている。現在とりまとめられている改正案の骨子は、年金の給付額を定額部分及び比例部分ともに2倍近くまで引き上げること、老令年金や遺族年金の支給要件を整備すること、民間企業の間で普及しつつある私的退職年金と厚生年金保険との間に合理的な調整方法を講ずることなどである。

この改正案が実現すれば、老令年金の額は、月額5,000円の定額部分(20年以降30年までの1年につき250円の加算)に報酬比例部分として平均標準報酬の10/1000(20年で20%,30年で30%)が加えられ、20年間制度に加入した平均的な受給者で月額1万円の年金が受けられることになる。これによつて、始めてわが国の被用者年金保険の中核としての厚生年金は、労働者の老後の生活を保障するにふさわしいものとなるであろう。

したがつて改正法案ができるだけ早い機会に成立することが望まれる。

第7 老後等に対する備え

4 船員保険

(1) 年金部門の内容

船員保険は、船員を対象とする総合的社会保険であつて、医療保険、失業保険と並んで、被保険者の老令、障害、死亡に対して年金又は一時金を支給する年金部門を有している。その被保険者の範囲、対象数等については、すでに医療保険の項で述べたとおりである。

船員保険の年金部門の給付には、二つの性格のものが含まれている。一つは、所得保障的色彩の強い厚生年金保険と同様のものであり、他の一つは、船員法に定められた船主の災害保障責任を肩代りする労災保険的な色彩の濃いものである。前者の部分は海上労働の特殊性から厚生年金保険における坑内夫と同様に、支給要件、年金開始年令等が、一般の被用者よりも有利に定められている。船員保険の年金部門の支給要件、給付額をとりまとめたのが第7-14表である。船員保険法についても厚生年金保険法に準拠して改正案の作成が準備されている。

第7-14表 船員保険年金部門の給付概要

		支 給 要 件	給 付 額
年	老令年金	①55才に達し被保険者資格を喪失していること。 ②被保険者期間(次のいずれかを満たした場合) ㉜ 15年以上 ㉝ 11年3月以上(小型漁船給員) ㉞ 11年3月以上(35才以上の期間)	$24,000円 + 平均標準報酬月額 \times \frac{8}{1,000} \times 被保険者期間(月数)$ (以下基本額という) 加給金 配偶者又は子(18才未満又は不具廃疾)1人について4,800円
	通算老令年金	①60才に達し、被保険者資格を喪失していること。 ②被保険者期間1年以上老令年金の㉜㉝㉞の期間未済 ③②と他の公的年金の期間とを合算して20年(国民年金を含む場合は25年)あるか、他の公的年金の退職(老令)年金を受けることができること。	$(24,000円 + 平均標準報酬月額 \times \frac{8}{1,000} \times 180) \times \frac{被保険者期間の月数}{180}$
障害年金	職務上	職務上の事由によつて法律で定める廃疾状態となつたとき。	廃疾の程度により 最終標準報酬月額 $\times 8 \sim 5$ (月) 年数加算……15年以上1年増す毎に平均標準報酬日額の6日分 加給金…廃疾の程度1級~3級のものについて(老令年金と同じ)
	職務外	①職務外の事由によつて法律で定める廃疾状態となつたとき。 ②被保険者期間6月以上	平均標準報酬月額 $\times 4$ (月) 加給金…廃疾程度1号~6号のものについて(老令年金と同じ)
遺	職務上	①職務上の事由によつて死亡したとき、又は職務上の事由による障害年金受給者が職務外で死亡したとき。 ②遺族の範囲…配偶者、子、父母、孫及び祖父母	最終標準報酬月額 $\times 5$ (月)又は2.5(月) 年数加算……15年以上1年増す毎に平均標準報酬日額の3日分 加給金…(老令年金と同じ)

金	族	で、被保険者の死亡当時その者により生計を維持し、かつ一定の年齢要件に該当する者	
	年		
金	職務外	①職務外の事由によつて死亡したとき、又は職務外の事由による障害年金の受給者(1号～6号)が死亡したとき。 ②被保険者期間6月以上 ③遺族の範囲…職務上遺族年金と同じ。	基本額× $\frac{1}{2}$ 加給金…(老令年金と同じ)
	職務上	①職務上の事由によつて法律で定める廃疾状態となつたとき。	廃疾の程度により 最終標準報酬月額×2.5(月)～2(月) 年数加算…15年以上1年増す毎に平均標準報酬日額の6日分

		支給要件	給付額
手 当 金	職務外	①職務外の事由によつて法律で定める廃疾状態となつたとき。 ②被保険者期間6月以上	平均標準報酬月額×10(月) 年数加算…職務上と同じ
	障害年金 差額一時金	①職務上の事由による障害年金受給者が職務外で死亡したとき。 ②遺族年金の支給を受けるべき者がいないとき。 ③受給者の範囲 法律で定める一定範囲の者	(障害年金の6年分)－既支給障害年金額
時 金	遺族一時金	①職務上の事由によつて死亡したとき。 ②遺族年金の支給を受けるべき者がいないとき。 ③受給者の範囲 法律で定める一定範囲の者	最終標準報酬月額×36(月) 年数加算 15年以上1年増す毎に平均標準報酬日額の36日分
	脱退手当金	①60才に達し被保険者資格を喪失し、通算老令年金の受給資格のない者 ②被保険者期間3年以上老令年金の7割の期間未満の者 ③障害年金等を受けていないこと。	平均標準報酬月額×法律で定める率(既支給の障害手当金等がある場合には、その額を控除)
金	遺族年金差額一時金	①職務上の遺族年金受給者が失権したとき。 ②遺族年金の支給を受けるべき者がいないとき。 ③受給者の範囲 法律で定める一定範囲の者	(障害年金の6年分)－(既支給の障害年金＋既支給の遺族年金)又は、(遺族一時金相当額)－既支給遺族年金
	行方不明手当金	①職務上の事由によつて1月以上行方不明となつたとき。 ②行方不明期間中報酬を受けないとき。 ③受給者の範囲 法律で定める一定範囲の被扶養者	1日について、行方不明当時の標準報酬日額(支給期間3月間)

社会保険庁調べ

第7-15表 船員保険老令給付支給の推移

第7—15表 船員保険老令給付支給の推移

	総件数	1件当り金額	被保険者1,000人当り件数
33年度末	1,109	45,101	5.6
34	1,645	48,631	8.0
35	2,420	53,479	11.2
36	2,902	53,046	12.9
37	3,751	53,999	16.3

社会保険庁調べ

第7-16表 船員保険障害給付支給の推移

第7—16表 船員保険障害給付支給の推移

	総件数	職務上			職務外		
		件数	1件当り金額	被保険者1,000人当り件数	件数	1件当り金額	被保険者1,000人当り件数
障 害 年 金							
33年度末	2,116	609	45,778 ^円	3.1	1,507	45,326 ^円	7.6
34	2,376	718	50,664	3.5	1,658	47,412	8.0
35	2,601	814	53,943	3.8	1,787	50,229	8.3
36	2,903	897	56,883	4.0	2,006	52,829	8.9
37	3,069	977	60,125	4.2	2,092	54,738	9.1
障 害 手 当 金							
33年度末	1,084	957	122,551	4.8	127	124,852	0.6
34	1,253	1,113	140,146	5.4	140	131,433	0.7
35	1,199	1,077	149,789	5.0	122	129,062	0.6
36	1,118	1,073	158,526	4.8	45	167,542	0.2
37	1,270	1,221	175,802	5.3	49	146,653	0.2

社会保険庁調べ

第7-17表 船員保険遺族給付支給の推移

第7-17表 船員保険遺族給付支給の推移

	職 務 上						職務外のもの			寡婦(かん夫) 年 金		遺 児 年 金	
	年 金			一 時 金			件数	1件 当り 金額	被保険者 1,000人 当り件数	件数	1件当 り金額	件数	1件当 り金額
	件数	1件 当り 金額	被保険者 100人当 り件数	件数	1 当 金	件 り 額							
33年 度末	17,106	25,927	8.6	424	405,849	2.1	339	24,684	1.7	2,052	30,170	133	19,813
34	17,404	27,198	8.4	379	413,573	1.8	458	24,773	2.2	2,242	29,657	143	19,727
35	17,677	28,661	8.2	369	437,462	1.7	606	26,712	2.8	2,443	29,855	150	20,265
36	17,878	30,339	8.0	355	531,177	1.6	745	27,000	3.3	2,624	29,899	163	20,356
37	18,128	31,972	8.0	281	635,224	1.2	1,061	27,468	4.7	2,704	30,887	184	21,835

社会保険庁調べ

第7 老後等に対する備え

4 船員保険

(2) 保険給付

船員保険の老令年金は,昭和37年度末で3,751件である。この件数は,厚生年金と同様に今後急速に増大するものと思われる。このほか,業務上を含む障害年金3,069件,同じく業務上を含む遺族年金1万9,189件が発生している。船員保険の年金部門の給付には,このほか通算老令年金,脱退手当金,障害手当金,遺族一時金等の給付がある。

第7 老後等に対する備え

4 船員保険

(3) 財政

船員保険の保険料は、医療、失業部門を含む総合保険料となつているが、このうち厚生年金相当の坑内夫と同様標準報酬の42/1,000でこれを労使が折半負担する。このほか、事業主は、労災保険相当分として56/1,000を負担している。国庫負担は労災保険相当部分を除き、年金給付に要する費用の20%である。船員保険の年金部門の積立金は、昭和37年度末で約185億円である。

第7 老後等に対する備え

5 積立金の運用

(1) 積立金とその使途

厚生年金保険制度及び拠出制国民年金制度は、その財政方式として積立方式を採用している関係上、給付が全面的に行なわれるようになるまでは、毎年保険料や保険料の運用から生ずる収入等からばく大な積立金が蓄積されていくことになる。その積立金の額は、厚生年金保険制度においては、昭和37年度末で7,152億円に及び、また、38年度末には約8,873億円に達すると見込まれ、制度を改正しないとしても将来のピーク時には、4兆8,000億円に達するとみこまれている。今日までの積立金累積状況は第7-18表のとおりである。

第7-18表 厚生年金保険積立金累積状況

第7-18表 厚生年金保険積立金累積状況
(単位：1,000円)

	当該年度分	累 計
17年度	141,009	141,009
18	235,199	376,208
19	527,744	903,952
20	551,876	1,455,828
21	1,467,112	2,922,940
22	2,618,599	5,541,539
23	6,530,207	12,071,746
24	11,654,358	23,726,104
25	13,155,351	36,881,455
26	15,071,297	51,952,752
27	15,942,779	67,895,531
28	16,180,276	84,075,807
29	29,459,493	113,535,300
30	35,179,797	148,715,097
31	41,396,589	190,111,686
32	48,190,424	238,302,110
33	53,548,578	291,850,688
34	58,280,738	350,131,426
35	93,886,719	444,018,145
36	121,929,967	565,948,112
37	149,294,915	715,243,027

社会保険庁調べ

国民年金制度においては、初年度の36年度で305億円、37年度末で645億円に達し、また38年度末には約1,079億円にのぼると見込まれ将来のピーク時代で3兆6,000億円程度にまで達するものとみこまれている。このようにばく大な額が積立てられる厚生年金保険積立金及び国民年金積立金は、郵便貯金、簡保資金等の任意の貯蓄的な資金と異なり、被保険者等から強制的に拠出された零細な保険料の集積によるものである。この積立金の運用に当つては、国民生活の安定向上に直接役立つ分野に限って投融資するものとし、特にそのうち、毎年度積立金増加額の25%に相当する額は、いわゆる還元融資として保険料拠出者の生活向上に直接寄与する分野に限って融資することとされている。この積立金は、現在、大蔵省資金運用部に預託され、他の国家資金とともに管理運用されている。第7-19表は、38年度財政投融資計画における使途別分

類を示すものであるが、この表によると、年金資金等(厚生年金、国民年金等の38年度の新規増加分の合計額は、2,218億円で、資金運用部全体額の6,413億円に対し35%、国の財政投融资資金全体額の1兆1,097億円に対し20%を占めている。

第7-19表 財政投融资(注)12使途別分類

第7-19表 財政投融资(注)12使途別分類
(38年度) (単位:億円)

	総 数	産 投 出 資	資 金 運 用 部 資 金			簡 保 資 金	公 募 債 借 入 金	外 貨 債 等
			総 数	年 金(注)3 資 金 等	郵 貯 資 金 等			
総 額	11,097	634	6,413	2,218	4,195	1,600	1,882	568
(1) 住 宅	1,521	175	876	421	455	153	317	—
(2) 生 活 環 境 整 備	1,229	—	640	293	347	272	317	—
(3) 厚 生 福 祉 施 設	352	—	347	316	31	5	—	—
(4) 文 教 施 設	305	—	165	62	103	140	—	—
(5) 中 小 企 業	1,314	6	1,113	422	691	195	—	—
(6) 農 林 漁 業	724	214	462	183	299	28	—	—
小 計	5,445	395	3,623	1,697	1,926	793	634	—
(7) 国 土 保 全 ・ 災 害 復 旧	356	—	233	88	145	123	—	—
(8) 道 路	969	—	258	98	160	175	368	168
(9) 運 輸 通 信	1,468	17	486	184	302	289	556	120
(10) 地 域 開 発	928	16	399	151	248	120	231	162
小 計	3,721	33	1,376	521	855	707	1,155	452
(11) 基 幹 産 業	1,121	6	804	—	804	100	93	118
(12) 輸 出 振 興	810	200	610	—	610	—	—	—

資料:大蔵省理財局

- (注) 1. 開発銀行、地方公共団体等あらかじめ使途別に配分することが困難なものについては、実績等を基礎として比例配分した。
 2. 本表は計数整理の結果異動することがある。
 3. 年金資金等には、厚生年金、国民年金、船員保険及び国家公務員公済組合の新規増加を計上した。

次に、年金資金の使途は、第7-19表に示されているが、このうち(1)から(6)までは、被保険者等の福祉増進に直接寄与する分野であつて、この分の小計額1,697億円は、年金資金等全体額の76.5%に当る。また、(7)から(10)までは、被保険者等の福祉増進に間接的に寄与する分野で、この分の小計額521億円は、全体の23.5%にあたる。なお、(11)の基幹産業や(12)の輸出振興策には、年金資金は全くふりむけられていない。

厚生年金保険の還元融資及び国民年金特別融資の資金枠は、毎年度積立金増加額の25%相当額であることはすでに述べたところであるが、その使途は、前記の財政投融资使途別分類表の(1)から(6)までのうち、特に被保険者等の生活内容の充実向上に直接的に寄与する住宅、病院、厚生福祉施設等の整備にのみふりむけられることとなつている。第7-20表は、厚生年金保険積立金還元融資及び国民年金特別融資の資金枠の年度別推移を示すものである。この表によると、36年度においては総額335億円であつた資金枠は、37年度に430億円、38年度においては522億円に達している。それではこの資金はどのように被保険者の生活の向上に役立っているであろうか。

第7-20表 厚生年金保険積立金還元融資、国民年金特別融資資金枠

第7—20表 厚生年金保険積立金還元融資,
国民年金特別融資資金枠 (単位:億円)

	総 額			厚生年金保険積立金 還 元 融 資			国民年金特別融資		
	36年度	37	38	36	37	38	36	37	38
総 額	335	430	522	260	330	415	75	100	107
年金福祉事業団	(60) 50	150	200	(60) 40	135	184	10	15	16
住 宅	(44) 0	70	100	(44) 0	70	100	0	0	0
病 院	(13) 17	35	38	(13) 17	30	33	0	5	5
厚生福祉施設	(3) 33	45	62	(3) 23	35	51	10	10	11
第 1 種	23	33	49	18	28	43	5	5	6
第 2 種	10	12	13	5	7	8	5	5	5
特別地方債	140	175	200	95	117	146	45	58	54
住宅及び生活環境	25	40	44	15	28	41	10	12	3
病 院	65	77	89	50	57	69	15	20	20
厚生福祉施設	50	58	67	30	32	36	20	26	31
医療金融公庫等	28	34	41	20	24	25	8	10	16
一般地方債	57	71	81	45	54	60	12	17	21

厚生省年金局調べ

(注) ()内の数字は、転貸方式によつて事業主等に融通した資金枠である。

第7 老後等に対する備え

5 積立金の運用

(2) 融資の現況

積立金の還元(特別)融資は,大きく分けて地方公共団体に対する貸付け(特別地方債)と民間の企業や協同組合等に対する貸付け(年金福祉事業団を通じて貸付けられる。)に区分される。

第7 老後等に対する備え

5 積立金の運用

(2) 融資の現況

ア 地方公共団体に対する貸付

昭和37年度における厚生年金保険積立金還元融資に対する特別地方債の申請と、その決定状況は第7-21表のとおりである。

第7-21表 37年度特別地方債申請及び決定状況

	総 数				厚生年金保険積立金還元融資分						国民年金特別融資分				
	資金枠	申 請		決 定		資金枠	申 請		決 定		資金枠	申 請		決 定	
		件数	金額	件数	金額		件数	金額	件数	金額		件数	金額	件数	金額
総 数	億円 175	1,210	56,317	867	17,500	億円 117	292	39,705	232	11,700	億円 58	918	16,612	637	5,800
住宅及び生活環境	40	115	5,474	102	3,343	28	29	4,309	28	2,634	12	86	1,165	74	709
病 院	77	396	27,735	312	7,862	57	169	22,120	137	5,866	20	227	5,615	175	1,996
厚生福祉施設	58	699	23,108	455	6,295	32	94	13,276	67	3,200	26	605	9,832	388	3,095
{ 休養施設		73	1,922	40	559		11	420	8	193		62	1,502	32	336
{ 会 館		105	10,416	67	2,327		34	6,821	26	1,503		71	3,595	41	824
{ 体育施設		197	8,174	139	2,497		37	5,713	26	1,410		160	2,461	113	1,087
{ その他の施設		324	2,596	208	912		12	322	6	94		312	2,274	202	818

厚生省年金局調べ

このうち、住宅事業は、都道府県又は市町村が厚生年金保険法の適用を受ける中小企業事業所(常時使用する被保険者が300人未満のもの)の従業員のために住宅を建設する事業である。病院事業は、利用圏内に所在する事業所に使用される被保険者等が、地区住民のおおむね3割以上を占める地域における病院その他の医療施設(職員住宅、看護婦宿舎等を含む。)の新設及び増改築事業並びに医療機械の購入事業等である。厚生福祉施設事業は、会館、体育館、プール、国民宿舎、老人クラブ等を含んでいる。資金枠に対する申請の割合をみると、住宅事業が1.5倍の43億円、病院事業が3.9倍の221億円、厚生福祉施設事業は、4.1倍の133億円となっており、いずれも還元融資に対する需要の大きさを物語っている。このうち住宅事業についてはあとでのべるとおり、37年度からその大部分は年金福祉事業団を通じて直接、民間の企業等に貸付け、従業員のための住宅を整備することとしたが、中小企業対策の一環として地方公共団体が住宅を建設して、中小企業の事業主に賃貸する方法も存置させている。これは、現在の住宅事情にかんがみ両者相まって、特に中小企業や零細企業の従業者のための住宅の整備充実を図ろうとするものである。

なお、38年度の申請状況は第7-22表のとおりであるが、資金枠146億円に対し、321件435億円で約3倍の申請である。

第7-22表 38年度特別地方債申請状況

第7-22表 38年度特別地方債申請状況

	合 計			厚生年金保険積立還元融資分			国民年金特別融資分		
	資金枠	申 請		資金枠	申 請		資金枠	申 請	
		件 数	金 額		件 数	金 額		件 数	金 額
総 数	億円 200	1,230	百万円 59,615	億円 146	321	百万円 43,519	億円 54	909	百万円 16,096
住宅及び生活環境	44	49	4,385	41	30	3,939	3	19	446
病 院	89	383	28,975	69	183	24,408	20	200	4,567
厚生福祉施設	67	798	26,255	36	108	15,172	31	690	11,083
{ 総 数									
{ 休 養 施 設		86	2,283		10	305		76	1,978
{ 会 館		111	12,600		55	9,135		56	3,465
{ 体 育 施 設		221	8,569		39	5,620		182	2,949
{ その他の施設		380	2,803		4	112		376	2,691

厚生省年金局調べ

次に、37年度における国民年金関係の特別地方債の申請とその決定状況は第7-21表のとおりである。住宅及び生活環境事業のうち住宅改良事業は、農山漁村における個人住宅の改修事業で、主として、屋根、台所風呂場等の改修に要する資金を市町村が貸付ける事業であり、水洗便所改良事業は、下水道終末処理施設及び排水設備が完備している地域における住宅の水洗便所の改良に要する資金を、市町村を通じて貸付ける事業である。なお、この農山漁村の住宅改良事業は、38年度からは国民年金特別融資の対象よりはずし、住宅金融公庫の資金による貸付事業とされることになった。病院事業は、厚生年金資金分の対象となる地域以外の地域における病院、診療所の新設及び増改築事業等である。厚生福祉施設事業は、保育所、母子福祉センター、老人クラブ等の社会福祉施設のほか、人口おおむね15万人未満の市町村が行なう国民宿舎、会館、体育館、プール等の新設及び増改築事業(ただし、会館事業にあつては市に限られる。)である。資金枠に対する申請の割合をみると、住宅及び生活環境事業がほぼ資金枠と同額で、病院事業が2.8倍の56億円、厚生福祉施設事業は、3.8倍の98億円の多きに達している。38年度の申請状況は、第7-22表のとおりであるが、資金枠54億円に対し、909件161億円で約3倍の申請となっており、この種の施設の整備が如何に国民から望まれているかを示している。農村の住宅改良事業は前にのべたとおり38年度から住宅金融公庫に移されたため住宅及び生活環境事業は、37年度よりも件数及び金額とも少なくなっている。

なお、地方公共団体に対する還元融資として以上述べた特別地方債のほかに、38年度において一般地方債による分として81億円(上水道39億円、下水道21億円、簡易水道9億円、清掃事業12億円)がある。

第7 老後等に対する備え

5 積立金の運用

(2) 融資の現況

イ 年金福祉事業団の貸付

年金福祉事業団は、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の被保険者やその家族のための福祉施設の設置や整備に要する資金の貸付けの業務を行なうものであるが、この融資は保険料の拠出者に対する還元融資である建前から、長期かつ低利でその融資の対象施設は、住宅療養施設(病院、診療所等)休養施設(保養所、休養所等)体育施設(体育館、運動場、プール等)教養文化施設(集会所、図書館等)給食施設、老人身体障害者、母子又は児童のための福祉施設、生活改善施設(共同の浴場、洗濯場、炊事場)等とされている。また貸付けの相手方は、厚生年金保険の適用事業所の事業主、船舶所有者、中小企業協同組合、農業協同組合、健康保険組合、国民健康保険組合、消費者生活協同組合、日本赤十字社、社会福祉法人等である。37年度における貸付決定状況は第7-23表のとおりであるが、37年度の資金枠155億円に対し、貸付けの申込みは、2,301件522億円で資金枠に対し3倍以上にも及んでいる。

第7-23表 37年度年金福祉事業団融資申請及び決定状況

		申 請		決 定		
		件 数	金 額	件 数	金 額	
総 数		2,301	52,253	1,145	15,500	
住 宅		1,529	30,294	729	7,000	
療 養 施 設		100	6,299	82	2,622	
厚 生 福 祉 事 業 団 施 設	総 数	672	15,660	334	5,878	
	第 1 種	総 数	640	15,273	313	5,614
		休 養 施 設	111	2,681	53	1,253
		体 育 施 設	47	1,172	17	333
		教 養 文 化 施 設	297	8,634	155	2,715
		給 食 施 設	176	2,550	85	1,273
	そ の 他	9	236	3	40	
第 2 種	社 会 福 祉 施 設	32	387	21	264	

厚生省年金局調べ

(注) 1. 37年度の資金枠は150億円であるが36年度から5億円が繰り越されている。

2. 各事業別資金枠は需要に応じて調整が行なわれている。

特に住宅については資金枠70億円に対し申請は4.3倍の約300億円に及んでいるが、現在の住宅困窮者の著しさを端的に示している。また中小企業や小零細企業においては設備の近代化、合理化を図って、生産性を高めるため、最近、共同施設の設置がきわめて盛んになりつつあるが、特に現在の労働力不足、求人難に対処

するため、福利厚生施設の共同化の傾向が著しくなつてきている。その一例として中小企業の共同給食施設に対する需要を見ると第7-24表のとおりで、この2年間で3倍近い伸びを示している。

第7-24表 中小企業における共同給食事業に対する融資状況

第7-24表 中小企業における共同給食事業に対する融資状況 (単位:100万円)

	36 年 度		37		38	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
申 請	15	606	43	1,112	55	1,811
決 定	13	281	33	809	—	—

厚生省年金局調べ

今後このような中小企業の福祉施設事業の共同化についての需要はますます高まつていく傾向にあるものと見られるが、これに対しては、他の一連の中小企業対策と相まって還元融資を通じて、推進を図つていく必要がある。なお、年金福祉事業団に対する38年度の貸付申込状況は第7-25表のとおりである。

第7-25表 年金福祉事業団貸付申込状況

第7-25表 年金福祉事業団貸付申込状況 (38 年 度)

	資 金 枠	借 入 申 込	
		件 数	金 額
総 額	億円 200	2,135	百万円 44,741
住 宅	100	1,477	26,177
療 養 施 設	38	80	5,135
厚 生 福 祉 施 設	62	578	13,429

厚生省年金局調べ

貸付申込金額は総額で447億円で、特に住宅に対する申込金額が最も多く261億円となつているのが目立つている。次に38年度から新たに既設民間社会福祉施設のうち、厚生大臣が特に緊急整備の必要を認めたもので、経営主体が社会福祉法人及び日本赤十字社であるものについては、事業の性格上国及び都道府県(指定都市を含む)が、助成策として補助金を支出するとともに、残余の事業費について年金福祉事業団による貸付を行ない、施設の緊急整備を図ることになつた。